

国海環第77号
令和6年12月12日

一般社団法人 日本船用工業会 専務理事 殿

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長
(公印省略)

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部改正について（周知）

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和6年国土交通省・環境省令第4号）を別添のとおり令和6年12月11日に公布したので、ご了知頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する 基準を定める省令の一部を改正する省令について

1. 背景

船舶からの二酸化炭素の放出については、国際海事機関（以下「IMO」という。）において、海洋汚染防止条約附属書VI（以下「附属書VI」という。）に基づき国際的な規制を行っており、平成25年1月以降、二酸化炭素放出抑制対象船舶^{※1}について、二酸化炭素放出抑制指標（EEDI）^{※2}を船舶の用途ごとに規制値^{※3}以下とすることを義務付けている。我が国では、当該規制を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の体系に取り入れており、規制値は、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成24年国土交通省・環境省令第3号。以下「省令」という。）において規定している。

今般、令和2年11月に開催されたIMO第75回海洋環境保護委員会において、自動車運搬船等の一部船種についての規制値の強化を目的とした附属書VIの改正案が採択された。これに伴い、当該規制値の変更を国内法令により担保するため、省令改正を行う必要がある。

- ※1 自国の排他的経済水域を超える航海に従事する総トン数400トン以上の新造船及び改造船。
- ※2 1トンの貨物を1マイル（1,852m）輸送する際の二酸化炭素の放出量を示す指標。
- ※3 「 $(1 - \text{削減率}/100) \times \text{基準値}$ 」によって算出される値。基準値とは船舶の種類、大きさに応じたEEDI基準線（過去10年間のデータを用いて計算されたEEDIの平均線）から得られる値。

2. 概要

以下の船種の規制値について、別紙のとおり基準値から最大^{※4}30%の削減を義務付けることとする。

- ・ ロールオン・ロールオフ旅客船
- ・ タンカー
- ・ 液化ガスばら積船
- ・ ばら積貨物船
- ・ 冷凍運搬船
- ・ ロールオン・ロールオフ貨物船
- ・ 自動車運搬船

※4 船舶は用途や大きさによって搭載される原動機の出力や船型が異なるため、一律の規制値ではなく、それぞれに応じた規制値が設けられている。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年12月上旬

施 行：令和7年1月1日（水）

各船種毎の削減率

今回適用される値

船舶の種類	船舶の大きさに関する指標 (DWT: 載貨重量トン数) (GT: 総トン数)	2013.1.1 -	2015.1.1 - 一部2015.9.1-	2020.1.1 -	2022.4.1 -	2025.1.1 -
RoRo旅客船	1,000DWT	制限なし	5	20	変更なし	30
	250 - 1,000DWT	制限なし	0-5*	0-20*	変更なし	0-30*
クルーズ旅客船 (特殊な推進機関を有するものに限る。)	85,000GT	制限なし	5	20	30	変更なし
	25,000 - 85,000GT	制限なし	0-5*	0-20*	0-30*	変更なし
タンカー	20,000DWT以上	0	10	20	変更なし	30
	4,000 - 20,000DWT	制限なし	0-10*	0-20*	変更なし	0-30*
液化ガスばら積船	15,000DWT以上	0	10	20	30	変更なし
	10,000 - 15,000DWT				20	30
	2,000 - 10,000DWT	制限なし	0-10*	0-20*	変更なし	0-30*
液化天然ガス運搬船	10,000DWT以上	制限なし	10	20	30	変更なし
ばら積貨物船	20,000DWT以上	0	10	20	変更なし	30
	10,000 - 20,000DWT	制限なし	0-10*	0-20*	変更なし	0-30*

* 削減率は、船舶の大きさにより2つの値の間で線形補間され、小さい削減率が小さい船舶の大きさに対応する。

(前ページからの続き)

各船種毎の削減率

今回適用される値

船舶の種類	船舶の大きさに関する指標 (DWT：載貨重量トン数) (Gt：総トン数)	2013.1.1 -	2015.1.1 - 一部2015.9.1-	2020.1.1 -	2022.4.1 -	2025.1.1 -
コンテナ船	200,000DWT以上	0	10	20	50	変更なし
	120,000 - 200,000DWT				45	変更なし
	80,000 - 120,000DWT				40	変更なし
	40,000 - 80,000DWT				35	変更なし
	15,000 - 40,000DWT				30	変更なし
	10,000 - 15,000DWT				制限なし	0-10
冷凍運搬船	5,000DWT以上	0	10	15	変更なし	30
	3,000 - 5,000DWT	制限なし	0-10*	0-15*	変更なし	0-30*
RoRo貨物船	2,000DWT以上	制限なし	5	20	変更なし	30
	1,000 - 2,000DWT	制限なし	0-5*	0-20*	変更なし	0-30*
自動車運搬船	10,000DWT以上	制限なし	5	15	変更なし	30
一般貨物船	15,000DWT以上	0	10	15	30	変更なし
	3,000 - 15,000DWT	制限なし	0-10*	0-15*	0-30*	変更なし

* 削減率は、船舶の大きさにより2つの値の間で線形補間され、小さい削減率が小さい船舶の大きさに対応する。

国土交通省令第四号
環境省令第四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十一日

国土交通大臣 中野 洋昌
環境大臣 浅尾慶一郎

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令
二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

改正後		改正前	
<p>（二酸化炭素放出抑制指標の基準）</p> <p>第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。</p>			
船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準	二酸化炭素放出抑制指標の基準
	一 ロールオン・ロールオフ旅客船	Dwが一万トン以上 $631.813 \times (10000)^{-0.381}$ 以下であること。 二酸化炭素放出抑制指標の値が $631.813Dw^{-0.381}$ 以下であること。	Dwが一万トン以上 $722.072 \times (10000)^{-0.381}$ 以下であること。 二酸化炭素放出抑制指標の値が $722.072Dw^{-0.381}$ 以下であること。
二 (略)	Dwが二百五十トン以上一千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $902.59Dw^{-0.381} (1 - \frac{Dw-250}{750})$ 以下であること。	Dwが二百五十トン以上一千トン未満 二酸化炭素放出抑制指標の値が $902.59Dw^{-0.381} (1 - \frac{Dw-250}{750})$ 以下であること。
	三 タンカー等（次号に掲げるものを除く。）	Dwが二万トン以上 二酸化炭素放出抑制指標の値が $853.16Dw^{-0.488}$ 以下であること。 Dwが四千トン以上二万トン未満 二酸化炭素放出抑制指標の値が $1218.8Dw^{-0.488} (1 - \frac{Dw-4000}{16000})$ 以下であること。	Dwが二万トン以上 二酸化炭素放出抑制指標の値が $975.04Dw^{-0.488}$ 以下であること。 Dwが四千トン以上二万トン未満 二酸化炭素放出抑制指標の値が $1218.8Dw^{-0.488} (1 - \frac{Dw-4000}{16000})$ 以下であること。
(略)	(略)	(略)	(略)

四 タンカー等(その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。)	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $853.3Dw^{-0.88}$ 以下であること。
	Dwが四千トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1219Dw^{-0.88} (1 - 0.3 \frac{Dw-4000}{16000})$ 以下であること。
五 液化ガスばら積船	(略)	(略)
	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $784Dw^{-0.88}$ 以下であること。
六 (略)	(略)	(略)
	Dwが二万トン以上二万七千九百九十トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1120Dw^{-0.88} (1 - 0.3 \frac{Dw-2000}{8000})$ 以下であること。
七 ばら積貨物船	(略)	(略)
	Dwが二万七千九百九十トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $673.253 \times (279000)^{-0.88}$ 以下であること。
八 (略)	(略)	(略)
	Dwが二万トン以上二万七千九百九十トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $673.253Dw^{-0.88}$ 以下であること。
九 冷凍運搬船	(略)	(略)
	Dwが一万トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $961.79Dw^{-0.877} (1 - 0.3 \frac{Dw-10000}{10000})$ 以下であること。

四 タンカー等(その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。)	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $975.2Dw^{-0.88}$ 以下であること。
	Dwが四千トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1219Dw^{-0.88} (1 - 0.2 \frac{Dw-4000}{16000})$ 以下であること。
五 液化ガスばら積船	(略)	(略)
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $784Dw^{-0.88}$ 以下であること。
六 (略)	(略)	(略)
	Dwが二万トン以上二万七千九百九十トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $896Dw^{-0.88}$ 以下であること。
七 ばら積貨物船	(略)	(略)
	Dwが二万七千九百九十トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $769.432 \times (279000)^{-0.88}$ 以下であること。
八 (略)	(略)	(略)
	Dwが二万トン以上二万七千九百九十トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $769.432Dw^{-0.877}$ 以下であること。
九 冷凍運搬船	(略)	(略)
	Dwが一万トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $961.79Dw^{-0.877} (1 - 0.2 \frac{Dw-10000}{10000})$ 以下であること。

備考 (略)	十三・十四 (略)	(略)	(略)
	十一 自動車運搬船 (Dw を Gt で除した値が〇・三未満であるものに限る。)	Dw が一万トン以上	$\frac{546.252Dw^{-0.671}}{Gt} - 0.7$ 以下である。
備考 (略)	十二 自動車運搬船 (前号に掲げるものを除く。)	Dw が一万トン以上	$\frac{1268.84Dw^{-0.671}}{Gt}$ 以下である。
	十三・十四 (略)	(略)	(略)

備考 (略)	十三・十四 (略)	(略)	(略)
	十一 自動車運搬船 (Dw を Gt で除した値が〇・三未満であるものに限る。)	Dw が一万トン以上	$\frac{663.306Dw^{-0.671}}{Gt} - 0.7$ 以下である。
備考 (略)	十二 自動車運搬船 (前号に掲げるものを除く。)	Dw が一万トン以上	$\frac{1540.735Dw^{-0.671}}{Gt}$ 以下である。
	十三・十四 (略)	(略)	(略)

附 則

- 1 (施行期日)
この省令は、令和七年一月一日 (次項において「施行日」という。) から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に建造契約が結ばれた船舶 (建造契約がない船舶にあつては、令和七年六月三十日以前に建造に着手されたもの) であつて、令和十年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

〇財務省告示第三〇三三号

国債の発行等に関する省令 (昭和五十七年大蔵省令第三十号) 第五条第十一項の規定に基づき、令和六年十一月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

- 1 名称及び記号 利付国庫債券 (2 年) (第1466回) 財務大臣 加藤 勝信
- 2 発行の根拠法律及び 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律 (平成24年法律第101号) 第3条第1項並びに特別会計に関する法律 (平成19年法律第23号) 第46条第1項及び第47条第1項

3 振替法の適用等

社債、株式等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号。以下「振替法」という。) の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札 (以下「価格競争入札」という。) による発行 (以下「価格競争入札発行」という。)、価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行 (以下「国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行」という。) 及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行 (以下「国債市場特別参加者・第 II 非価格競争入札発行」という。)